

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則等の改正・制定

令和4年3月16日
原子力規制委員会

1. 経緯・趣旨

令和3年度第52回原子力規制委員会（令和3年12月15日）及び第60回原子力規制委員会（令和4年1月19日）において試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案等の意見募集の実施について審議し、原子力規制委員会の了承の下、以下のとおり30日間の意見募集を行った。その結果を踏まえた対応について諮るもの。

2. 意見募集の実施結果及び御意見に対する考え方

意見募集対象（2件）

- (1) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）に対する意見募集について（行政手続法に基づく意見募集）
- (2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について（案）等に対する意見募集について（任意の意見募集）

実施状況

- 1) 意見募集の期間 令和4年1月19日～2月18日
- 2) 意見募集の方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 3) 上記(1)に関する御意見 1件（1通）（別紙1-1）
上記(2)に関する御意見 3件（3通）（別紙1-2）
- 4) このほか、意見募集手続きを通じ、意見募集対象への御意見ではないもの計3件（5通）が寄せられた（別紙1-2）。

御意見に対する考え方

別紙1-1、別紙1-2のとおりとする。

3. 規則及び訓令の改正等

上記2. を踏まえ、以下について委員会決定を行う。

- (1) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（別紙2－1）
- (2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について（別紙2－2）
- (3) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）の制定について（別紙2－3）

(1)の規則については、委員会決定後、速やかに官報掲載手続きを行い公布することとし、公布の日に施行する。(2)及び(3)の訓令については、(1)の規則の施行日に施行する。

[別紙及び参考]

別紙1－1：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）に対する御意見とそれに関する考え方

別紙1－2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について（案）等に対する御意見とそれに関する考え方

別紙2－1：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

別紙2－2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について

別紙2－3：核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）の制定について

参考 : 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則の改正案等及び改

正案等に対する意見募集の実施（第2回）（令和4年1月19日第60回原子力規制委員会資料4）（関係部分抜粋）

※別紙2-1～別紙2-3中の赤字部分は、意見募集における案からの変更箇所を示す。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）に対する御意見とそれに関する考え方

1 別表九（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表）への御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	13ページの改正後欄の傍線を付した部分の「当該事象」は前段の「類似の事象」を指していると理解してよろしいか。	<p>御指摘の「当該事象」は、前段の「類似の事象」ではなく、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条の各号に該当するときとして報告される事象を指しています。</p> <p>一方で、御指摘のようにわかりづらさがあるかと思いますので、該当の改正部分「ただし、過去に発生した類似の事象により、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が明らかであるときは、」を「ただし、<u>当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、</u>」と修正します。</p>
2	13ページの改正後欄の傍線を付した部分の「その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない」とは、発電用原子炉設置者は状況を把握する必要がないこと、処置をとる必要がないことを意味していると理解してよろしいか。	<p>御指摘の部分は、「その状況及びそれに対する処置」を報告すること（以下「詳細な報告」という。）が不要であることを意味しており、処置をとる必要がないことを意味しているものではありません。</p> <p>これまでの知見により、「原因及び再発を防止するために</p>

		<p>講ずる内容が明らか」なので、原子力規制委員会への詳細な報告は不要としているものの、当然ながら事業者が自らの責任において、発生原因の調査、再発防止のための対策等、必要な対応が行われるものと考えています。</p> <p>(※「詳細な報告」の略称は、以下この別紙1－1にて用います。)</p>
3	13ページの改正後欄の傍線を付した部分の「その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない」のであれば、事象の発生の旨のみの報告である「直ちに報告」は何のために求めるのか？	法令報告事象が発生した直後には、当該事象が今回規定する「その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない」事象に該当するか否かが、必ずしも明確ではないと考えられることから、まずは第一報として「直ちに報告」を求めていきます。
4	13ページの改正後欄の傍線を付した部分のただし書きは、第3号に該当するときに限定したほうがよい。実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）の改正案で想定している事象は第134条第3号に該当するものだけであるから。また、第134条第1号の核燃料物質の盗取等、同第7号、同第8号の濃度限度超え、同第9号の管理区域外の漏えい、同第12号	<p>御指摘のただし書きに該当し、原子力規制委員会への詳細な報告を不要とする対象は、今後の法令報告の実績を踏まえ検討することとし、実用炉規則第134条第3号の事象に限定はしていません。</p> <p>今回の実用炉規則第134条の改正のうち、報告の時期に関するものについては、法令報告の仕組み全体に通じる一般的な考え方を示すものであり、規則の柱書に改正内容を規定することが適切と考えたものです。</p>

の線量限度超えについてはただし書きが該当するとは考えられないから。	その上で、実際にそのあてはめについては、法令報告の実績や知見の蓄積に応じて、詳細な報告の要否を具体的に検討し、詳細な報告が不要となる事象は「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条 の運用について（訓令）」で説明することとしています。現時点は実用炉規則第134条第3号に該当する蒸気発生器伝熱管の損傷のみ想定しています。
-----------------------------------	--

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用
について（訓令）等の一部改正について（案）等に対する御意見とそれに関する考え方

1 別表一（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）新旧対照表）への御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	2ページの改正後欄の下線部分の2行目「提出」は「報告」のほうがよい。同3ページの改正後欄の下線部分の3行目の「報告」と同様に。	御指摘を踏まえ、当該部分の表現「報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。」を見直し、「 <u>委員会に報告するものとする。</u> 」と修正します。 他の訓令にある同様の記載も、上記のように修正します。

2 別表四（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）新旧対照表）への御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	「安全上重要な機器等に属する機器等については、使用前確認証の交付を受けたものを対象とする。」とありますが、廃止措置対象施設においては、「安全上重要な機器等に属する機器等」は「性能維持施設」を意味すると考えます。しかし、廃止措置対象施設においては性能維持施設すべてが使用前	廃止措置段階における性能維持施設の設置又は改造を行う場合においては、設計及び工事の方法の認可は原則不要となっており、廃止措置計画の中で工事や性能確認試験の内容を定めることとなります。したがって、御指摘のように性能維持施設によっては、使用前検査確認証の交付を受けないも

<p>確認証の交付を受けているわけではありません。そのため、当該記載を「運転中の試験研究用等原子炉施設の安全上重要な機器等に属する機器等については、使用前確認証の交付を受けたものを対象とする。廃止措置対象施設については性能維持施設を対象とする。」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>のもあり得ます。</p> <p>このため、該当する改正部分（「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）」（以下「試験炉報告基準解釈」という。）第三号3. ①は「安全上重要な機器等に属する機器等については、<u>使用開始から報告対象となる。</u>」と修正します。</p> <p>また同趣旨の修正を「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）」にも加えます。</p> <p>なお、試験炉報告基準解釈の改正案第三号2. ①にあるように、「安全上重要な機器等」とは、「定期事業者検査の対象となっている機器等」と定義しています。また、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の11の規定等に基づき、性能維持施設に属する機器等は定期事業者検査の対象です。したがって、性能維持施設は法令報告の対象としています。</p> <p>（※「試験炉報告基準解釈」の略称は、以下この別紙1－2にて用います。）</p>
--	--

3 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）への御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	2ページの2. の8行目「提出」は「報告」のほうがよい。同17行目の「報告」と同様に。	<p>御指摘を踏まえ、当該部分の表現「報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。」を見直し、「<u>委員会に報告するものとする。</u>」と修正します。</p> <p>他の訓令にある同様の記載も、上記のように修正します。</p>
2	2ページの2. の文末の「なお書き」について：「委員会に対する報告」は「直ちに報告」と「遅滞なく報告」のどちらを指しているのか？ どちらであるにせよ、被規制者は法令報告を最優先で行うべきであり、任意で行う公表が法令報告に先んじることはあってはならないと考える。	<p>「なお書き」の「委員会に対する報告」は法令報告事象が発生した旨の「直ちに報告」と法令報告事象の原因・再発防止対策等を含む「遅滞なく報告」を指しています。</p> <p>原子力規制委員会規則では、それぞれの報告を所定のタイミングで報告することを原子力事業者等に求めていますが、これらの法令報告と、原子力事業者等による公表の前後関係については要求していません。</p>
3	3ページの一の2. の3行目「如何」は「いかん」のほうがよい。 新「公用文作成の要領」（仮）解説（案）（令和3年12月 文化審議会国語分科会）の「常用漢字表に使える漢字があっても仮名で書く場合」に当たるから。	<p>ご指摘及び「公用文作成の考え方（建議）（付）「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」解説（令和4年1月7日文化審議会）」を踏まえ、「いかん」に修正します。</p> <p>また、今回の他の訓令の改正案で同様に「如何」としている部分は「いかん」と修正します。</p>

4	<p>3ページの二の1. の1行目「一般公衆」は「公衆」のほうがよい。実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第32条第1項等の例と同様に。</p>	<p>御指摘及び法令では「一般公衆」よりも「公衆」が広く使われている状況を踏まえ、「公衆」に修正します。</p>
5	<p>3ページの二の1. の1行目「法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所で行われるもの」について： 工場又は事業所の外（本邦外も含む。）における核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の運搬については、原子炉等規制法第59条、第59条の2、第62条の3、第64条の規定により核燃料物質等の管理が行われていると理解しているが、この「法」は何を指しているのか？</p>	<p>御指摘の「法」は原子炉等規制法を指しています（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）2ページ目1. 参照）。</p> <p>なお、御指摘の文章における「法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所」とは、原子力施設の外（サイト外）を意味しています。</p>
6	<p>核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときは、外運搬報告基準第1号に該当しないのか。加えて外運搬報告基準第1号に該当せずとも他の基準に照らして抵触する事項はあるか。</p>	<p>核燃料物質によって汚染された物の盗取又は所在不明が生じたときは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「外運搬規則」という。）第25条第1号には該当しません。</p> <p>なお、核燃料物質によって汚染されたものの盗取又は所在不明の扱いについては、今後の検討課題とします。</p> <p>核燃料物質によって汚染された物の漏洩、核燃料物質によって汚染された物の外運搬に関する人の障害等が発生した</p>

	<p>外運搬報告基準第3号解釈の事業所外運搬上の支障を生じないものの具体的な例示を示されたい。</p> <p>例えば、車両運搬中の交通事故において、傷病者（当該車両、周辺車両、歩行者等）が発生した場合は、核燃料物質等の運搬に関し人の障害が発生したと言えるが、交通事故自体に関しては道路交通法によって規制されるものであり、その原因究明並びに再発防止対策においても、基本的には通常の車両と変わらず、二重規制のように見受けられる。</p> <p>従って外運搬報告基準第3号の意図する目的を明らかにされた上で、上記の例示に対する回答のほか、具体的な対象及び対象外の例示を示されたい。</p>	<p>場合は、外運搬規則第25条第2号、第3号に該当することとなります。</p> <p>外運搬規則第25条第3号の報告対象から除かれる軽微なものとは、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）」の当該号に関する説明の中で、「放射線障害以外の人の障害であって事業所外運搬上の支障を生じないもの」と説明しています。事業所外運搬に関する法令報告の対象となる事象がこれまで発生しておらず、具体的な事例はありませんが、御指摘の「事業所外運搬上の支障を生じないもの」としては、例えば、人の障害であっても、当初の事業所外運搬の計画に大幅な変更が生じないものが該当すると考えられます。</p> <p>本号の目的は、原子力安全の観点から、事業所外運搬に関する人の障害について、原因究明及び再発防止対策の実施を確実なものにするために原子力事業者等からの報告を求めるもので、道路交通法とは別の観点からの規制です。</p>
--	---	--

4 その他関連する御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	本案に賛成である。電力需要を賄うため原子力は必須である。	—
2	「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）」において、今回の改正には含まれておりませんが、「2報告基準の各号について」の第3号の「2. 語句・文章の解釈」の2において、「試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき」炉心の冷却、試験研究用等原子炉の緊急停止、放射性物質の閉じ込め等の機能が維持されていないと認められたときをいう。との記載があります。また、改正後の同号の「3. 運用上の留意点」の3では、「試験研究用等原子炉の運転中又は停止中にかかわらず、安全上重要な機器等の機能が維持されていないときに適用される。」との記載があります。「2. 語句・文章の解釈」の2の記載について、炉心の冷却や炉の緊急停止に関する記載があることから、運転中の炉に求められる機能の維持であると解釈できますが、一方で「3. 運用上の留意点」の3では運転中	試験研究炉用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能である炉心の冷却、試験研究用等原子炉の緊急停止、放射性物質の閉じ込め等の機能については、施設の停止中であっても、適切に維持される必要があります。そのため、試験研究用等原子炉施設の運転中又は停止中にかかわらず、該当する事象が発生した際は報告することが必要になるものであるため、記載はそのままとします。

	<p>のみならず停止中における機能の維持を要求しているため、これとの整合を図る場合は「2. 語句・文章の解釈」の2は停止中も含む機能の維持を求めているとも読み取れます。「2. 語句・文章の解釈」の2が運転中のみの機能の維持を求めているのであれば、「3. 運用上の留意点」の3の記載と矛盾しているため、「3. 運用上の留意点」の3を削除すべきと考えます。</p>	
3	<p>今回の改定案の直接的な部分ではありませんが、運用に当たって重要と考えるので、「安全上重要な機器等」の定義（安全機能を有する「安全施設」か、それとも「安全施設のうち重要な施設（重要安全施設）」のどちらか）について確認させて下さい。</p> <p>改定案『「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物」（以下「安全上重要な機器等」という。）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第29条第1項の定期事業者検査の対象となっている機器等とする。』に関し、「定期事業者検査の対象となっている機器等」については、令和元年11月6日の原子力規制庁と事業者との面談において、「施設</p>	<p>御指摘の試験炉報告基準解釈で定義される「安全上重要な機器等」は、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」で定義されている「安全上重要な施設」及び「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」で定義される「安全施設」、「重要安全施設」と異なるものであるため、記載はそのままとします。</p>

<p>の構造や状態がほとんど変わらないものなどであっても、全く検査をせずに日常的な点検や巡視などだけで良いということではなく、巡視点検等が基準《注：各事業施設の技術基準に関する規則》に照らして適切に実施されていることを検査部門で確認することが必要である。《中略》検査単位を大きくまとめたり、記録確認検査での抜取り率を適切に設定するなどの工夫を各事業者の実情に応じて検討し、認識共有を図ることが重要である。」旨の行政指導を受けています。 (https://www2.nsr.go.jp/data/000290794.pdf)</p> <p>つまり、「定期事業者検査の対象となっている機器等」とは、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第1条第2項第4号の「安全上重要な施設」（これは「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第2条第2項第30号の「安全施設（安全機能を有する施設）」に相当します。）であって、「グレーデッドアプローチ対応に関する行政指導（平成28年6月15日：https://www2.nsr.go.jp/data/000155435.pdf）」の「安全上重要な施設（発生事故当たり公衆被ばく線量が5mSvを超えるもの）」（これは「試験研究の用に供する原子炉等の位置、</p>	
--	--

	<p>構造及び設備の基準に関する規則」第2条第2項第31号の「重要安全施設」に相当します。) ではない、と理解しております。</p> <p>これまで使われていた、よく似た意味の「安全上重要な施設（機器等）との違いで混乱しておりますが、誤解ないようするために、「安全上重要な機器等」ではなく「安全施設」を用いてはいかがでしょうか。</p>	
4	<p>「核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）」において、今回の改正には含まれおりませんが、以下の箇所に脱字と思われる箇所があるため、今回の改正に合わせて見直すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2報告基準の各号について」の第3号の「3. 運用上の留意点」の1に “本号は、法第52条又は法第55条に基づく申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）において閉じ込めの機能等の安全上の機能を有している設備）において、・・・” という記載があるが、2番目の “)” に対応する “(” がない。 	御指摘の “)” は誤記による不要なものですので、御指摘を踏まえ削除します。

5	<p>使用施設等の故障、再処理施設の故障は定義が曖昧ではないでしょうか。</p> <p>施設に関するもの全てではないと思います。具体的に想定しているのは何なのか列記して頂けないでしょうか。</p>	<p>使用施設等の故障、再処理施設の故障については、それぞれ、「核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）」、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）」の中で説明しています。</p> <p>これら訓令の中では、再処理施設は使用済燃料の再処理の事業に関する規則第1条の2第1項第2号ハ～リに掲げる施設であり、使用施設とは原子炉等規制法第52条第2項第7号～第9号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設であると説明しています。また同訓令で、施設の故障とは、機器の損傷、機器の誤動作又は作業員の誤操作による正常な施設の状態が損なわれている状態である旨を説明しています。</p>
---	--	---

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十二条の三の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）

別表第一

二 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号） 別表第二

三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年通商産業省令第一号） 別表第

- 四 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号） 別表第四
- 五 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号） 別表第五
- 六 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号） 別表第六
- 七 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）
別表第七
- 八 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）
別表第八
- 九 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 別表第九
- 十 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十
三年運輸省令第七十号） 別表第十
- 十一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六
十三年総理府令第一号） 別表第十一

十二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年

総理府令第四十七号） 別表第十二

十三 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号） 別表第十三

十四 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号） 別

表第十四

十五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二

十年経済産業省令第二十三号） 別表第十五

第二条 前条各号に定める表中の傍線の意義は、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めることとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一百二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

別表第一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第十六条の十四 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 略</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第十六条の十四 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 同上</p>

別表第二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一～十二 略〕</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一～十二 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。		

別表第三 核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第七条の七 法第六十二条の三の規定により、製鍊事業者（旧製鍊事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 五 略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第七条の七 法第六十二条の三の規定により、製鍊事業者（旧製鍊事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 五 同上」</p>

別表第四 核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第九条の十六 法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十二 略）</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第九条の十六 法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十二 同上）</p>

別表第五 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第五条 法第六十二条の三の規定により、核原料物質使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一～五 略」</p> <p>2 核原料物質使用者は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するとときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第五条 法第六十二条の三の規定により、核原料物質使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一～五 同上」</p> <p>2 核原料物質使用者は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するとときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一～三 同上」</p>

別表第六 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 二 略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 二 同上」</p>

別表第七 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正に関する表

改 正 後	改 正 前
<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第五条の二 法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 二 三 略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第五条の二 法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 二 三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第八 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>【一・三 略】</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>【一・三 同上】</p>

別表第九 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第一百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発を防止するため講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。</p> <p>〔一～十二 略〕</p> <p>十三 挿入若しくは引抜きの操作を行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するため一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p> <p>〔十四 略〕</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第一百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一～十二 同上〕</p> <p>十三 挿入若しくは引抜きの操作を行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するため一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜きの操作を行っていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p> <p>〔十四 同上〕</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>		

別表第十 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改 正 後	改 正 前
<p>（事故故障等の報告）</p> <p>第三十五条 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一〇十 略」</p>	<p>（事故故障等の報告）</p> <p>第三十五条 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一〇十 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第十一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第二十二条の十七 法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十一 略）」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第二十二条の十七 法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十一 同上）」</p>

別表第十二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）を含む。次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 （十二 略）」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）を含む。次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 （十二 同上）」</p>
備考	表中の「」の記載は注記である。	

別表第十三 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第四十三条の十三 法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するとときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十二 略）</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第四十三条の十三 法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するとときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十二 同上）</p>

別表第十四 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第一百二十九条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第一百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 略〕</p> <p>十三 挿入若しくは引抜きの操作を行つていかない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第一百二十九条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第一百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 同上〕</p> <p>十三 挿入若しくは引抜きの操作を行つていかない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜きの操作を行つていらないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p> <p>〔十四 同上〕</p>
〔十四 略〕		

別表第十五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第八十九条 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十一）略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第八十九条 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十一）同上」</p>

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）（原規防発第1307081号） 別表第一
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312173号） 別表第二
- (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312174号） 別表第三
- (4) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）（原規防発第1312175号） 別表第四
- (5) 核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）（原規防発第1312176号） 別表第五
- (6) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）（原規防発第1312177号） 別表第六
- (7) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312178号） 別表第七

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表第一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年7月8日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>（最終改正：令和 年 月 日）</u></p> <p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が実用炉報告基準又は研究開発段階炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、<u>委員会に報告するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ただし、実用炉報告基準の柱書の「当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるとき」については、「その状況及びそれに対する処置」の報告は要しないとしており、具体的にどのような場合がこれに該当するかについては、後述の実用炉報告基準各号の「3. 運用上の留意点」において示す。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年7月8日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>（最終改正：令和2年3月18日）</u></p> <p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が実用炉報告基準又は研究開発段階炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p>

係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告をすることをいう。

なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

実用炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりであり、研究開発段階炉については特段の記載がない限りこれを準用する。

以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては実用炉報告基準を用いるが、第2号、第3号、第7号、第8号及び第12号については、それぞれ該当する研究開発段階炉報告基準の規定に読み替えることが必要である。

(略)

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、

なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

実用炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりであり、研究開発段階炉については特段の記載がない限りこれを準用する。

以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては実用炉報告基準を用いるが、第2号、第3号、第7号、第8号及び第12号については、それぞれ該当する研究開発段階炉報告基準の規定に読み替えることが必要である。

なお、実用炉報告基準及び研究開発段階炉報告基準（以下「報告基準」という。）の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいう。

(略)

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、

次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

- イ 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。）。
- ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
- ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となったとき。

次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

- イ 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。）。
- ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
- ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となったとき。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① (略)
- ② 「発電用原子炉施設」：実用炉規則第3条第1項第2号ハから又は研究開発段階炉規則第3条第1項第2号ハから又に該当する施設をいう。なお、当該施設には実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）第2条第2項第12号に規定する重大事故等対処施設を含む。

(参考) 「発電用原子炉施設」に含まれる主要施設

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設
- ・計測制御系統施設

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① (略)
- ② 「発電用原子炉施設」：実用炉規則第3条第1項第2号ハから又は研究開発段階炉規則第3条第1項第2号ハから又に該当する施設をいう。

(参考) 「発電用原子炉施設」に含まれる主要施設

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設
- ・計測制御系統施設

・放射性廃棄物の廃棄施設
・放射線管理施設
・原子炉格納施設
・その他原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備等）
原子炉本体からタービン系統までの設備及び原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び海水熱交換器建屋等の建屋を含む。

③・④（略）

3.（略）

三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

1. 目的

安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等がひび割れ等の損傷により一定の基準に適合していないと判断された場合は、安全に影響を及ぼす事象である場合があるため、報告を求めるものである。

（参考）常設重大事故等対処設備については、特定重大事故等対処施設に属するものも含まれる。

2. 語句・文章の解釈

・放射性廃棄物の廃棄施設
・放射線管理施設
・原子炉格納施設
・その他原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備等）
原子炉本体からタービン系統までの設備及び原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び海水熱交換器建屋等の建屋を含む。

③・④（略）

3.（略）

三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

1. 目的

安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等がひび割れ等の損傷により一定の基準に適合していないと判断された場合は、安全に影響を及ぼす事象である場合があるため、報告を求めるものである。

（新設）

2. 語句・文章の解釈

① 「常設重大事故等対処設備に属する機器等」：設置許可基準規則第43条第2項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物をいう。

② (略)

3. 運用上の留意点

① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等については、使用開始から報告対象となる。

② 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用中又は待機中に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。例えば、当該機器等において、点検等により機能が要求されない期間に発生した損傷であることが、以下のような事情により容易に特定できる場合は報告対象外とする。

○損傷原因となる行為を行った者がその行為を自覚しているとき。

○損傷原因となる行為を他の者が目撃していたとき。

○損傷原因となる行為が映像により確認できるとき。

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ 実用炉報告基準の柱書「当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるとき」でいう「過去に発生した類似の事象」として現時点で想定しているものは、平成30年9月

① 「常設重大事故等対処設備に属する機器等」：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第43条第2項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物をいう。

② (略)

3. 運用上の留意点

① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用を開始して以降のものを対象とする。したがって、当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の工事中に発生した損傷については対象としない。

(新設)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

(新設)

12日に、関西電力株式会社より実用炉報告基準第三号に該当するとして事象発生の旨の報告がなされた高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷である。これは、応力腐食割れに弱い材質（インコネルTT600）からなる蒸気発生器伝熱管一次側におけるローラ拡管部から発生した応力腐食割れによるものであることが明らかであった。本事象については、再発防止のための対策等が当該蒸気発生器伝熱管の施栓という既に確立されている対策であり、「再発を防止するために講ずる内容が明らか」であることから「その状況及びそれに対する処置」の報告は要しないとする。

四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

1. 目的

火災については、事象の進展を予測することが難しい場合があり、また、消防活動又は火災の拡大を予防するための措置を行ったことに伴い安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障が発生する可能性もあるため、他の発電用原子炉施設の故障とは区別して号を設け基準を定めるものである。このため、火災による安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障については、実用炉報告基準第三号に基づく報告は要しない。

2. (略)

3. 運用上の留意点

ただし書については、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等を故障させたとしても、火災の消火又は延焼の防止の措置（以下「消火

四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

1. 目的

火災については、事象の進展を予測することが難しい場合があり、また、消防活動又は火災の拡大を予防するための措置を行ったことに伴い安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障が発生する可能性もあるため、他の発電用原子炉施設の故障とは区別して号を設け基準を定めるものである。

2. (略)

(新設)

活動」という。)を行った方が安全であると判断して消火活動を行った場合、当該消火活動によって生じた故障はやむを得ないものであるため、本号に基づく報告は要しないものである。ただし、消火活動による被水に耐えるよう設計している安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等が故障した場合は、やむを得ないものとはいえないため、本号に基づく報告が必要となる。

五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① (略)
- ② 「発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なもの」：当該機器の設置される事業所内において、消耗品の交換や機器の調整により速やかに発電用原子炉施設が復旧できる場合をいう。また設置許可基準規則第43条第2項に規定する可搬型重大事故等対処設備については、当該設備の交換を品質管理プログラムで定めて管理しており、速やかに当該設備が復旧できる場合をいう。

3. (略)

(略)

五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① (略)
- ② 「発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なもの」：当該機器の設置される事業所内において、消耗品の交換や機器の調整により速やかに発電用原子炉施設が復旧できる場合をいう。

3. (略)

(略)

十三 挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。

十三 挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行ってないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。

1. 目的

平成18年11月30日の経済産業省からの指示により各電力会社が行った発電設備に係る総点検の結果、発電用原子炉停止中に想定外の制御棒引き抜け等の事象が発生していることが判明した。想定外の制御棒の引き抜け等の事象は、発電用原子炉の安全性に影響を及ぼす可能性がある事象であるため、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

①～④ (略)

(削る)

1. 目的

平成18年11月30日の経済産業省からの指示により各電力会社が行った発電設備に係る総点検の結果、発電用原子炉停止中に想定外の制御棒引き抜け等の事象が発生していることが判明した。想定外の制御棒の引き抜け等の事象は、発電用原子炉の安全性に影響を及ぼす可能性がある事象であることから、当該事象を事故に発展する事前の兆候として把握し、それに対する処置を講じさせることが適当である。このため、制御棒の操作をしていない状態において制御棒が動作した事象について、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

①～④ (略)

⑤ 「全挿入位置（中略）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行ってないもの」：全挿入位置において（イ）挿入若しくは引抜きの操作を一切行っていない状態の下における1本又は2本以上の制御棒又は（ロ）1本又は2本以上の制御棒を動作させることにより制御棒の操作を行っている状態の下における当該1本又は2本以上の制御棒以外の制御棒をいう。

(削る)

⑤ (略)

3. (略)

(略)

⑥ 「全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき」：いわゆる過挿入と呼ばれる状態をいう。

⑦ (略)

3. (略)

(略)

別表第二 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原子力規制委員会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p>	<p>核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原子力規制委員会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加工事業者は、事象が加工施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<u>また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、委員会に報告するものとする。</u></p> <p><u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。</u></p> <p>なお、加工事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等によ</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加工事業者は、事象が加工施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、加工事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等によ</p>

り対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

加工施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①核燃料物質の加工の過程において、核燃料物質計量管理区域ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の実在庫量とに有意な差が生じた場合には、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合を除き、量又は種類のいかんを問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして本号の対象となる。

② (略)

(略)

り対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

加工施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、加工施設報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①核燃料物質の加工の過程において、核燃料物質計量管理区域ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の実在庫量とに有意な差が生じた場合には、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合を除き、量又は種類の如何を問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして本号の対象となる。

② (略)

(略)

別表第三 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p> <p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 再処理事業者は、事象が再処理施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、<u>委員会に報告するものとする。</u> <u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。</u></p> <p>なお、再処理事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置</p>	<p>使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p> <p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 再処理事業者は、事象が再処理施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、再処理事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置</p>

の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

再処理施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①使用済燃料の再処理の過程において、核燃料物質計量管理区域ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の実在庫量とに有意な差が生じた場合には、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合を除き、量又は種類のいかんを問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして本号の対象となる。

② (略)

の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

再処理施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、再処理施設報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①使用済燃料の再処理の過程において、核燃料物質計量管理区域ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の実在庫量とに有意な差が生じた場合には、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合を除き、量又は種類の如何を問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして本号の対象となる。

② (略)

二 再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、再処理に支障を及ぼしたとき。

三 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理に支障を及ぼしたとき。

1. ~ 3. (略)

(略)

二 再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、再処理に支障を及ぼしたとき。

三 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理施設に支障を及ぼしたとき。

1. ~ 3. (略)

(略)

別表第四 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令） 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 試験研究用等原子炉設置者は、事象が試験炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、<u>委員会に報告するものとする。</u> <u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。</u> なお、試験研究用等原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 試験研究用等原子炉設置者は、事象が試験炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。 なお、試験研究用等原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p>

II 試験炉報告基準の各号について

試験炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは、核燃料物質の種類又は量のいかんを問わずすべて報告対象となる。

② (略)

(略)

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

II 試験炉報告基準の各号について

試験炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、試験炉報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいう。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは、核燃料物質の種類又は量の如何を問わずすべて報告対象となる。

② (略)

(略)

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① 「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物」（以下「安全上重要な機器等」という。）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第29条第1項の定期事業者検査の対象となっている機器等とする。

② (略)

3. 運用上の留意点

- ① 安全上重要な機器等に属する機器等については、使用開始から報告対象となる。

- ② 当該安全上重要な機器等の使用中又は待機中に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。例えば、当該機器等において、点検等により機能が要求されない期間に発生した損傷であることが、以下のような事情により容易に特定できる場合は報告対象外とする。

○損傷原因となる行為を行った者がその行為を自覚しているとき。

○損傷原因となる行為を他の者が目撃していたとき。

○損傷原因となる行為が映像により確認できるとき。

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① 「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物」（以下「安全上重要な機器等」という。）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第29条第1項の定期事業者検査及び保安規定に規定された施設定期自主検査の対象となっている常用設備機器とする。

② (略)

3. 運用上の留意点

- ① 安全上重要な機器等に属する機器等の使用を開始して以降のものを対象とする。したがって、当該安全上重要な機器等の工事中に発生した損傷については対象としない。

(新設)

② (略)

③ (略)

④ (略)

4. (略)

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

1. 目的

火災については、事象の進展を予測することが難しい場合があり、また、消防活動又は火災の拡大を予防するための措置を行ったことに伴い安全上重要な機器等の故障が発生する可能性もあるため、他の試験研究用等原子炉施設の故障とは区別して号を設け基準を定めるものである。このため、火災による安全上重要な機器等の故障については、試験炉報告基準第三号に基づく報告は要しない。

2. 語句・文章の解釈

① (略)

②「ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。」：安全上重要な機器等を故障させたとしても、火災の消火又は延焼の防止の措置（以下「消火活動」という。）を行った方が安全であると判断して消火活動を行った場合、当該消火活動によって生じた故障はやむを得ないものであるため、本号に基づく報告は要しないものである。ただし、消火活動による被水に耐えるよう設計している安全上重要な機器等が故障した場合は、やむを得ないものとはいえないため、本号に基づく報告が必要となる。

3. (略)

4. (略)

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

1. 目的

火災については、事象の進展を予測することが難しい場合があり、また、消防活動又は火災の拡大を予防するための措置を行ったことに伴い安全上重要な機器等の故障が発生する可能性もあるため、他の試験研究用等原子炉施設の故障とは区別して号を設け基準を定めるものである。

2. 語句・文章の解釈

① (略)

②「ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。」：安全上重要な機器等を故障させたとしても、火災の消火又は延焼の防止の措置を行った方が安全であると判断した場合に限る。

3. (略)

(略)

十一 放射線業務従事者について第八条第一項第一号の線量限度を超える、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

1.・2. (略)

3. 運用上の留意点

- ① 本号は、試験研究用等原子炉施設の放射線業務従事者が線量限度を超えて被ばくした場合を対象とするものであり、理由のいかんを問わず線量限度を超えた場合は対象となる。
- ② 本号は、試験研究用等原子炉施設の放射線業務従事者が被ばくした線量をもとに運用するものであり、線量計が破損したなどの理由で線量計による被ばく評価ができない場合であっても、被ばくの状況から安全側に評価して線量限度を超えないことが明らかな場合は対象ではない。

(略)

十一 放射線業務従事者について第八条第一項第一号の線量限度を超える、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

1.・2. (略)

3. 運用上の留意点

- ① 本号は、試験研究用等原子炉施設の放射線業務従事者が線量限度を超えて被ばくした場合を対象とするものであり、理由の如何を問わず線量限度を超えた場合は対象となる。
- ② 本号は、試験研究用等原子炉施設の放射線業務従事者が被ばくした線量をもとに運用するものであり、線量計が破損したなどの理由で線量計による被ばく評価ができない場合であっても、被ばくの状況から安全側に評価して線量限度を超えないことが明らかな場合は対象ではない。

(略)

別表第五 核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>（最終改正：令和 年 月 日）</u></p>	<p>核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>（最終改正：令和2年3月18日）</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 核燃料物質使用者（以下「使用者」という。）及び核原料物質使用者（以下「原料使用者」という。）は、事象が燃料使用報告基準又は原料使用報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<u>また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、委員会に報告するものとする。</u> <u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条各号に該当しない使用者については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基</u></p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 核燃料物質使用者（以下「使用者」という。）及び核原料物質使用者（以下「原料使用者」という。）は、事象が燃料使用報告基準又は原料使用報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p>

準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第54条の規定により、再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。

なお、使用者及び原料使用者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

燃料使用報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点等は次のとおりであり、核原料物質使用施設については、特段の記載がない限りこれを準用する。

以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては燃料使用報告基準を用いるが、原料使用報告基準全5号中、第1号、第2号、第4号、第5号については、燃料使用報告基準第1号、第2号、第11号及び第12号の各該当する原料使用報告基準の規定に読み替える。

原料使用報告基準「三 核原料物質又は核原料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき」については、燃料使用報告基準第5号、第6号、第7号、第8号全ての考え方を適用する。

なお、使用者及び原料使用者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

燃料使用報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点等は次のとおりであり、核原料物質使用施設については、特段の記載がない限りこれを準用する。

以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては燃料使用報告基準を用いるが、原料使用報告基準全5号中、第1号、第2号、第4号、第5号については、燃料使用報告基準第1号、第2号、第11号及び第12号の各該当する原料使用報告基準の規定に読み替える。

原料使用報告基準「三 核原料物質又は核原料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき」については、燃料使用報告基準第5号、第6号、第7号、第8号全ての考え方を適用する。

なお、燃料使用報告基準及び原料使用報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいう。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは、核燃料物質の種類又は量のいかんを問わずすべて報告対象となる。

(略)

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

1.・2. (略)

3. 運用上の留意点

① 本号は、法第52条又は法第55条に基づく申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）において閉じ込めの機能等の安全上の機能を有している設備において、閉じ込めの機能等の安全上の機能が喪失し、又は喪失するおそれのある故障があった場合を対象としている。

②・③ (略)

4. 事例

①報告対象の事例

・(略)

・ウランを大量に貯蔵するための密閉二重容器が破損し、ウランが容器外に漏

1. (略)

2. 運用上の留意点

核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは、核燃料物質の種類又は量の如何を問わずすべて報告対象となる。

(略)

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

1.・2. (略)

3. 運用上の留意点

① 本号は、法第52条又は法第55条に基づく申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）において閉じ込めの機能等の安全上の機能を有している設備において、閉じ込めの機能等の安全上の機能が喪失し、又は喪失するおそれのある故障があった場合を対象としている。

②・③ (略)

4. 事例

①報告対象の事例

・(略)

・ウランを大量に貯蔵するための密閉二重容器が破損し、ウランが容器外に漏

えいした場合。

② (略)

- ハ 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。
イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。
ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。
ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

①・② (略)

③ 漏えいした物が管理区域外に広がった場合は、量又は濃度のいかんを問わず対象となる。

④・⑤ (略)

3.・4. (略)

(略)

えい②報告対象でない事例

② (略)

- ハ 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。
イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。
ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。
ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

①・② (略)

③ 漏えいした物が管理区域外に広がった場合は、量又は濃度の如何を問わず対象となる。

④・⑤ (略)

3.・4. (略)

(略)

十一 放射線業務従事者について第二条の十一の五第一項第一号の線量限度を超える、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

1.・2. (略)

3. 運用上の留意点

① 本号は、使用施設等の放射線業務従事者が線量限度を超えて被ばくした場合を対象とするものであり、理由のいかんを問わず線量限度を超えた場合は対象となる。

② (略)

4. (略)

(略)

十一 放射線業務従事者について第二条の十一の五第一項第一号の線量限度を超える、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

1.・2. (略)

3. 運用上の留意点

① 本号は、使用施設等の放射線業務従事者が線量限度を超えて被ばくした場合を対象とするものであり、理由の如何を問わず線量限度を超えた場合は対象となる。

② (略)

4. (略)

(略)

別表第六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令） 新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第二種廃棄物埋設事業者は、事象が第二種廃棄物埋設施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<u>また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、委員会に報告するものとする。</u> <u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。</u> なお、第二種廃棄物埋設事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームペー</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第二種廃棄物埋設事業者は、事象が第二種廃棄物埋設施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、第二種廃棄物埋設事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームペー</p>

ジ掲載等により対外的に公にすること)自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

第二種廃棄物埋設設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①量又は種類のいかんを問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは本号の対象となる。

② (略)

(略)

ジ掲載等により対外的に公にすること)自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

第二種廃棄物埋設設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、第二種廃棄物埋設設報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①量又は種類の如何を問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは本号の対象となる。

② (略)

(略)

別表第七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 廃棄物管理事業者は、事象が廃棄物管理施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、<u>委員会に報告するものとする。</u></p> <p><u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告することをいう。</u></p> <p>なお、廃棄物管理事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 廃棄物管理事業者は、事象が廃棄物管理施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、廃棄物管理事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載</p>

等により対外的に公にすること)自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

廃棄物管理施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①量又は種類のいかんを問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは本号の対象となる。

② (略)

(略)

等により対外的に公にすること)自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

廃棄物管理施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、廃棄物管理施設報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. (略)

2. 運用上の留意点

①量又は種類の如何を問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは本号の対象となる。

② (略)

(略)

制定 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）について次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用について（訓令）の制定について

原子力規制委員会は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（訓令）を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第120919097号）2.(2)の規定に基づき、旧原子力安全・保安院より継承されている「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（内規）」（平成19・12・12原院第5号）は、以後用いない。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(別添)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条の運用
について（訓令）

令和　年　月　日
原 子 力 規 制 委 員 会

I 運用の基本的な考え方

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第62条の3（主務大臣等への報告）に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第25条（以下「外運搬報告基準」という。）の規定は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬中（工場又は事業所外における運搬を開始し、終了するまでの間をいう。）に発生した事象について適用されるものとする。
2. 運搬を行う原子力事業者等（製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び核燃料物質使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧核燃料物質使用者等を含む。）をいう。）は、事象が外運搬報告基準の各号のいずれかに該当すると判断したときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、**委員会に報告**するものとする。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条各号に該当しない核燃料物質使用者については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第54条の規定により、再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告をすることをいう。

ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステム等により再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告をすることをいう。

なお、必要に応じ、原子力事業者等が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により当該事象を対外的に公にすることをいう。）は差し支えない。

II 外運搬報告基準の各号について

外運搬報告基準の各号の目的、語句・文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. 目的

核物質防護及び放射線防護の観点から、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬（以下「事業所外運搬」という。）において核燃料物質の盗取又は所在不明があった場合に報告を求めるものである。

2. 運用上の留意点

事業所外運搬において、搬入時における運搬する核燃料物質の数量が搬出時における数量と比較して減少した場合は、合理的な評価によって説明できる場合を除き、減少した核燃料物質の種類のいかんを問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして、本号に該当するものとする。

二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。

1. 目的

事業所外運搬は、**公衆**が生活し、かつ、法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所で行われるものである。そのような場所において核燃料物質等が異常に漏えいしたときは、災害の発生及び拡大の防止、原因究明並びに再発防止対策の検討を行う必要があるため、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

「異常に漏えいしたとき」：核燃料輸送物から放射性物質が漏えいしたとき。ただし、BM型輸送容器又はBU型輸送容器の密封装置から放射性物質が漏えいした場合は、その漏えい率が、外運搬規則第十九条第一項第六号に掲げる「核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書」等に記載された発送前に行う検査の基準を超えたとき。

三 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

1. 目的

核燃料物質等の運搬が原因で人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の発生及び拡大の防止、原因究明並びに再発防止対策の検討を行う必要があることから、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

「軽微なもの」：放射線障害以外の人の障害であって事業所外運搬上の支障を生じないもの。